

展示テーマ

植物防疫・動物検疫

～水際で日本の農畜産業を守る仕事～



北陸農政局「消費者の部屋」

展示期間：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

【植物防疫・動物検疫のお仕事】①

● 植物検疫の始まり ●

世界初の植物検疫

有害な病害虫が新たな地域に侵入すると大きな被害を与えることがあります。

1850年代のフランス

アメリカから持ち込まれたブドウ苗から**ブドウネアブラムシ**が大発生！

ブドウ生産が
(ほぼ壊滅)

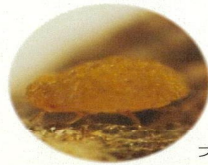
ワイン生産に
大打撃！
生産量が1/3に



ブドウネアブラムシにより葉にできた虫こぶ

隣国**ドイツ**は1872（明治5）年**ブドウ害虫予防令**を公布し、ブドウ苗の輸入を禁止しました。

これが**世界初の植物検疫制度**です。



ブドウネアブラムシ

日本の植物検疫の始まり

明治時代、貿易が盛ん行われるようになり、新しい病害虫による被害が続発しました。

1913（大正2）年

「輸出植物検査証明規程」を制定
輸出植物の検査・証明業務を開始

1914（大正3）年

「輸出入植物取締法」を制定
日本の植物検疫制度が発足

1950（昭和25）年

「**植物防疫法**」を制定
現在に至る



植物検査室での果実の輸出検査（大正末期）



客船旅客の植物検査風景（大正末期）

● 植物検疫とは ●

植物検疫のしくみ

植物検疫は、以下のように分けられます。



植物防疫所の業務

輸入検疫

全国の海空港で海外からの病害虫の侵入を防止

- 輸入の禁止
- 輸入の制限
- 輸入植物・中古農機具の検査



オレンジの輸入検査

輸出検疫

日本から植物を輸出するため輸出先国の検疫条件に基づき検査

- 輸出植物・中古農機具等物品の検査
- 輸出植物の栽培地検査
- 各国の検疫条件の調査、確認



種苗の輸出検査

国内検疫

国内での病害虫のまん延を防止

- 植物等の移動規制
- 侵入調査
- 国内種苗の検査
- 緊急防除



国内の種苗検査
(種馬鈴しょの検査)

その他

- 調査研究（検査・消毒技術の開発・向上等）
- 研修（植物防疫官の同定技術向上等）
- 病害虫に関するリスク分析
- 他法令業務への協力 など



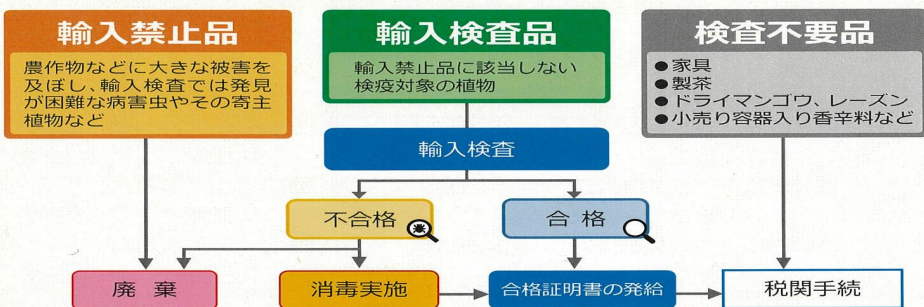
調査研究

【植物防疫・動物検疫のお仕事】②

● 輸入検疫 I ●

輸入検査の流れ

輸入される植物の検査の流れは、図のとおりです。



輸入禁止品

- 病害虫は国や地域によって発生状況が異なるため、同じ植物であっても輸入禁止対象にならない場合があります。
- 検疫対象の生きた病害虫、土または土が付着した植物は、いずれの国からも輸入できません。

⚠ 熱帯果実などの生果実や果菜類は輸入禁止品に該当しやすい品目です。



条件付き輸入解禁植物

輸入禁止品であっても、我が国と輸出国の間で禁止対象病害虫の侵入の恐れがないことが技術的に確認され、一定の基準を満たしていることを条件に輸入が解禁されている品目があります。

輸入の制限

本来は輸入禁止措置をとるべき植物でも、輸出国で所定の検疫手続が行われることで輸入検査品として扱われる品目があります。

輸出国の栽培地で検査が必要な植物

輸出国における栽培期間中に検査され、検疫対象の病害虫が付着していないことが証明された植物。

輸出国で特別な検疫措置が必要な植物

輸出国において適切な検疫処理や遺伝子診断などの措置が講じられたことが証明された植物。

植物検査証明書



タイ国の植物検査証明書 (SHR/E: IPPCR-ムベース)

輸入植物には、輸出国政府機関により発行され、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ又は信ずる旨を記載した植物検査証明書が添付されなければなりません。

● 輸入検疫 II ●

貨物の検査

海港や空港の植物が輸入された場所で、植物の種類に応じた検査を実施しています。

● コンテナ貨物

切花、青果物、嗜好・香辛料、乾牧草など、様々な植物がコンテナ貨物で輸入されます。検査は基本的に、コンテナヤードで行いますが、必要に応じて倉庫や貯木場で行う場合もあります。



アメリカ産オレンジの輸入検査



アメリカ産大豆の輸入検査



中国産条件付きいねわらの輸入検査

● 船積貨物

青果物、こく類、豆類、木材が、専用の大型船で輸入されます。一度に大量の貨物が輸入され、船上や倉庫、貯木場で検査を行います。



専用船によるバナナの輸入



アメリカ産コムギの輸入検査



カナダ産木材の輸入検査

● 航空貨物

主に、鮮度が要求される切花や青果物などが航空貨物で輸入されます。重要病害虫が活発な状態で付着している可能性が高いため、検査に当たっては細心の注意が必要となります。



航空貨物での輸入



タイ産切花の輸入検査



タイ産条件付きマンゴウの輸入検査

【植物防疫・動物検疫のお仕事】③

● 輸入検疫Ⅲ ●

種苗類の検査

種苗類（苗・穂木、球根、種子）の検査では、肉眼検査だけでは病害虫の発見が困難な場合があるため、検定室でさらに詳細な検査を実施します。

● 海空港における検査



オリーブ巨木の検査 ラン苗の検査 ダリア球根の検査 種子のふるい検査

● 検定室における検査（二次検査）



拡大鏡検査 ブロッター検査 遠心分離法 ペールマン法 軟X線照射検査
 混入する土壌、麦角菌 種子上に生育した病原菌を顕微鏡観察 遠心分離で沈殿させた沈殿物から胞子を検出 線虫の運動性を利用して線虫混濁液から検出 種子内部に寄生するタネコバチ類を検出

輸入植物の隔離検疫

栽培用の果樹苗、穂木、いち類、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があるため、隔離栽培温室などで一定期間栽培し、ウイルス病などの検査を行います。



隔離栽培施設 名古屋植物防疫所港陽検査場（名古屋市）の温室 葉が糸状～三日身状 ウイルス感染による病徴（左）Blueberry shoestring virus（右）Grapevine leafroll-associated virus

生物学的診断		血清学的診断		遺伝子診断	
キノア汁液接種	Apple chlorotic leaf spot virus によるキノア接種葉	ELISA検定	発色したプレート	PCR検定	電気泳動写真

● 輸入検疫Ⅳ ●

携帯品の検査

海外からの旅行客が持ち込む植物は、「植物検疫カウンター」で検査を行います。



植物検疫カウンター 旅客携帯品の輸入検査



植物検査証明書の添付が必要です！



中部国際空港における検査で持込みを防いだ輸入禁止品



禁止品に寄生するミバエ幼虫



ミカンコミバエ種群



検疫探知犬活動中！

手荷物を嗅ぎ、果物や肉製品の臭いを探します。

郵便物の検査

植物が含まれた郵便物は、国際郵便局内で検査を行った後に配送されます。

郵便物の検査を行った印が外装に押印されます

（左）韓国産 多肉植物の検査 （右）オランダ産 草花種子の検査

【植物防疫・動物検疫のお仕事】④

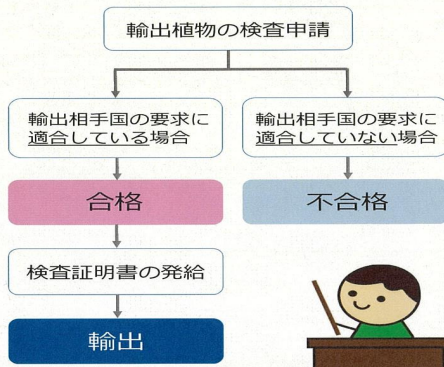
● 輸出検疫 ●

輸出検査の流れ

輸出検査は、日本から輸出される植物が輸出相手国の植物検疫の条件に適合しているかどうかの検査を行います。



タイ向け ナガイモ



Export quarantine

栽培地検査・集荷地検査

植物によっては、輸出相手国の要求に基づいて栽培中の検査を行っています。輸出検査は基本的には植物防疫所で行いますが、集荷地（生産地）や空港出国ロビーの検査カウンターで行うこともできます。



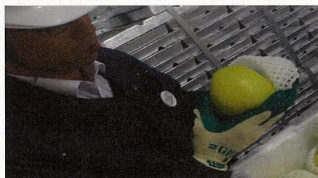
栽培地（静岡）NZ向け カンキツ



栽培地（長野）ベトナム向け リンゴ



栽培地（愛知）EU向け 盆栽



集荷地（愛知）タイ向け リンゴ



集荷地（愛知）香港向け 花苗



中部国際空港 輸出カウンター

● 国内検疫 ●

植物等の移動規制

国内の一部で発生している重要な病害虫が、未発生の地域にまん延しないよう、これらの病害虫及びその寄主植物の移動を規制しています。

● 移動規制の主な対象病害虫とその寄主植物



空港での制度周知

侵入調査

新たな病害虫の侵入を、早期に発見し防除を行うため、トラップ調査などの侵入調査を実施しています。

● 侵入を警戒する主な病害虫とそのトラップ

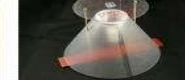


ミカンコミバエ種群

トラップ（スタイナー型）



アリモドキゾウムシ



トラップ（ロート型）

国内種苗の検査

種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす種馬鈴しょ（ジャガイモの種イモ）や果樹母樹（育成・繁殖のために穂木を採取する樹）について、検査を実施しています。

● 種馬鈴しょの検査

検査は、①植え付け前のほ場及び馬鈴しょの種イモ、②栽培期間中のほ場、③生産された馬鈴しょと3段階の検査を実施しています。



栽培期間中のほ場検査

● 果樹母樹の検査（ウイルス病検定）



母樹から採取された穂木等を木本検定植物に接ぎ木してその病徴を観察します。

（左）Grapevine fleck virusによる症状

検定植物の葉脈開透過症状



ELISA検定の例

母樹から採取した穂木等について、ELISA検定（酵素結合抗体法）を行います。

緊急防除

新たな病害虫が、農作物に大きな被害を与えたり、植物の輸出を妨げるおそれがある場合、発生した病害虫を一部地域に封じ込めて根絶するために、緊急的な防除措置を行います。

緊急防除の流れ

- ①防除を行う区域・期間を決定
- ②防除の実施
 - ・寄主植物の作付けの制限や禁止
 - ・譲渡や移動の制限
 - ・消毒、除去、廃棄等
- 発生した病害虫を封じ込め、根絶へ

● アリモドキゾウムシ



アリモドキゾウムシ（成虫）

● テンサイシストセンチュウ



幼虫に食害されたサツマイモの症状



A: 被害根
B: 雌成虫
C: 幼虫

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑤

● 空港検疫 ●

空港における植物検疫



中部国際空港

飛行機を利用して空港に輸出入される植物の検疫を行っています。海外旅行で購入したお土産も検査の対象となります。



携帯品



航空貨物

携帯品の検疫

海外からの旅行者が持ち込む植物は、「植物検疫カウンター」で検査を行います。また、お土産として持ち出す日本産の農作物の輸出検査も行っています。



輸入検査品の検査



中部国際空港における検査で
持ち込みを防止した輸入禁止品



禁止品に寄生する
ミ/エ幼虫



輸出検疫カウンター

航空貨物の検疫

切り花や青果物、種苗などの多種多様な植物が、飛行機を利用して輸入されています。



観葉植物の検査



タイ産ラン切花の検査



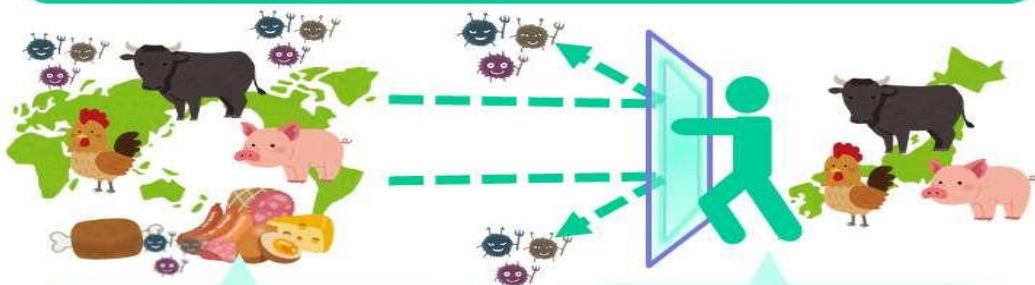
マレーシア産キク切花の検査

検査で発見された病害虫を、迅速に同定する技術も求められています。



【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑥

どうぶつけんえきしょ しごと 動物検疫所のお仕事



かいがい
海外では、**ウシやブタ、**
びょうき
ニワトリなどの病気が
はっせい
たくさん発生しています。
びょうき どうぶつ ちくさんぶつ*
病気は、**動物や畜産物と**
いっしょ にほん
一緒に、日本に
はい
入ってくる可能性があります。

にほん どうぶつ
日本の動物を
びょうき まも
病気から守るため、
どうぶつ ちくさんぶつ けんさ
動物や畜産物の検査を
おこな びょうき しんにゆう
行って、病気の侵入を
ふせいでいます！

にく にゅうせいひん たまご どうぶつ
*肉や乳製品、卵など動物からできるもの

どうぶつけんえきしょ にほん かいがい
動物検疫所は日本と海外をつなぐ
くうこう みなと
空港や港にあるんだよ！
どうぶつけんえきしょ まな
動物検疫所のこと、たくさん学んでいってね！

クンくん



- 牛、ぶた、ひつじ、やぎ、しかなど
- 馬、ろばなど
- にわとり、うずら、だちょう、あひるなど
- うさぎ、みつばち、犬



どうぶつけんえき
動物検疫が
ひつよう
必要なもの



動物
(どうぶつ)

- 猫、あらいぐま
きつね
スカンク
- サル
- こい
きんぎょ
クルマエビ
ホタテガイなど



畜産物
(ちくさんぶつ)

にく ほね つの かわ け
肉、骨、角、皮、毛
たまご
卵など



★加熱調理した加工品なども動物検疫の対象です！
かこうひん
加工品の例

- ジャーキー ● ハム ● ソーセージ
- フライドチキンなど

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑦

肉製品のお土産に注意！

家畜の病気（口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザなど）の

発生国・地域から
輸入禁止！！



発生のない国・地域から
輸出国の政府機関が発行する
証明書が必要です。

- * 日本到着時に動物検疫所で検査を受けてください。
- * 免税店やスーパーで買ったものでも、証明書がないものは日本へ持ち込めません。

アメリカ(本土、ハワイ、グアム)、カナダ、サイパンからのビーフジャーキー等の牛肉加工製品については、現在も輸入停止の対象となっており、日本に持ち込むことができません。



けんえきたんちけん しごと 検疫探知犬のお仕事

りょかく にもつ なか
旅客がもっている荷物の中から
けんさ ひつよう ばっけん
検査が必要なものをにおいをかいで発見します！

たんちけん
★探知犬がみつけるもの



肉類



ソーセージ・ハム類



肉の加工品



くだもの

たんち ほうほう
★探知の方法

においをかいで...

食べ物があると、
おすわりするよ！

見つけたら、
ごほうびをもらいます！

ふむふむ...



食べ物の
においがするよ！



やったー！



ビーグルは「**くいしんぼう**」で、
たもの だいす せいかく い
食べ物が大好きな性格を活かして
せいかいかつこく けんえきたんちけん かつやく
世界各国で検疫探知犬として活躍しています！
しごとちゆう しゆうちゆう はな
お仕事中は**集中**しているので、話しかけたり、
さわったりしないでね！

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑧

ペットの検査

日本は世界で数少ない「狂犬病」が発生していない国です。
 海外から「狂犬病」が入ってこないように
 犬や猫などのペットの検査を行っています。



★ペットを海外から日本に連れてくるためには...

- マイクロチップ
- 血液の検査
- 海外の獣医さんのチェック
- 予防注射

...などなど、たくさんの準備が必要です。
 わからないことがあれば、
 いつでも動物検疫所にきいてくださいね！

肉製品 日本への持ち込み禁止

Bringing meat products into Japan is **prohibited!**

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
**3年以下の懲役又は
 最高300万円の罰金**
 (法人の場合は最高5,000万円)
 が科せられます。

If you bring livestock products illegally,
 you can be imprisoned for **up to 3 years**
 or given a fine of **up to 3 million yen**
 (up to 50 million yen for businesses).



日本国 農林水産省 動物検疫所
 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑨

国際空海港における旅客に対する水際対策



家畜伝染病予防法違反事例に対する対応の実績

- ・ 2019年4月22日から2022年12月31日の間に、**約2,500枚の警告書を発出**
- ・ これまで携帯品により複数回の違反を繰り返した者、販売目的で持ち込んだ者など悪質性の高い者**6件10名**、国際郵便で複数回違反を繰り返した者**2件4名**が逮捕された

◆違法畜産物の持込による逮捕事例（2019年4月～）

逮捕者	持込日	空港	違反品	逮捕日
ベトナム人 1名	2019年6月13日	羽田空港	カモ目の卵（約25kg） 鶏蹄翅の肉（約10kg）	2019年7月21日
日本人 2名 フィリピン人 1名	2019年5月17日	福岡空港	ソーセージ等（91.1kg）	2019年8月6日 2023年8月27日
タイ人 1名	2019年9月3日	羽田空港	ソーセージ（1.0kg）	2019年9月3日
ベトナム人 3名	2019年6月17日	関西空港	豚肉ソーセージ・ 豚肉調整品（5.25kg）	2019年10月15日
	2019年8月6日	関西空港	犬肉（17.6kg）	
	2019年8月15日	関西空港	牛肉（2.0kg）	
タイ人 1名	2019年11月25日	成田空港	ソーセージ（10.45kg）	2020年1月21日
台湾 1名	2019年11月14日	中部空港	備液類及びかも目の血液を 含む血餅（計50kg）	2020年3月6日

【国際郵便による持込み】

逮捕者	持込時期	違反品	逮捕日
中国人 3名	2021年5～6月	ソーセージ等（約395kg）	2022年2月28日、3月1日
中国人 1名	2022年10～11月	ソーセージ等（約11.5kg）	2023年1月25日

◆逮捕事案の持込み物品の例



◆違反者（警告書発出対象者）の属性

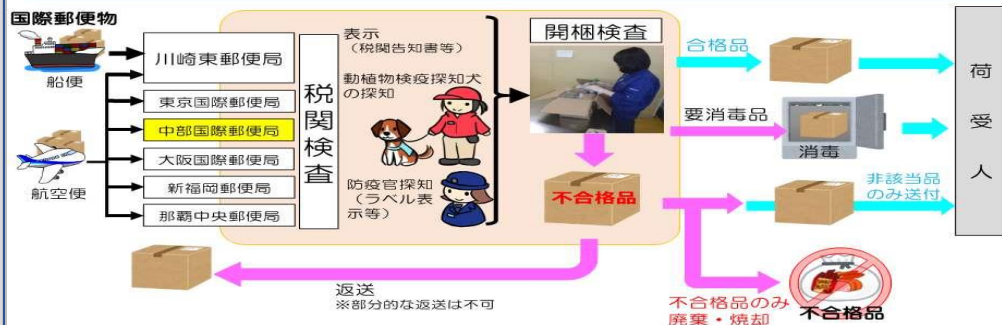
（2019年4月から2022年12月までの実績）

在日・在留	48	5%
親族・友人訪問	18	2%
仕事	8	2%
留学	5	9%
観光	5	4%
技能実習	5	3%

国際郵便物の輸入検査



全国6か所の国際郵便局において、**国際郵便物の輸入検査**を実施しています。郵便物として**海外から日本へ送られる肉製品**を介して、**動物の病気が日本に侵入する可能性があります**。そのため動物検疫所中部空港支所では、中部国際郵便局において日本郵便、税関及び植物防疫所と協力し検査を行っています。



国際郵便での2例目の逮捕事例

2023年1月25日、**国際郵便での肉製品持ち込みで2例目の逮捕者が出ました**。2022年10月中旬から11月上旬までの間3回に亘り、中国から国内に不正に輸入禁止品（**鶏肉加工品等約11.5kg**）を国際郵便によって持ち込もうとした疑いのため、1名が逮捕されました。（家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第63条第2号に違反）

押収された輸入禁止の肉製品



肉製品の日本への持ち込みは禁止されています！

家畜の伝染性疾病侵入防止のため、アジアをはじめ多くの国や地域から豚肉、鶏肉などの食肉やソーセージ、ハム、肉まん、肉団子などの肉製品を日本に輸入することは、少量であったとしても、法律で禁止されています。肉製品などの畜産物を日本に違法に持ち込んだ場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合5,000万円以下）が科せられる可能性があります。

もし、海外から畜産物が入った郵便物を受け取った場合は、最寄りの動物検疫所にご連絡ください。



動物検疫所のホームページ



動物検疫所の所在地一覧

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑩

日本へ入国される皆様へ

肉製品や動物由来製品は、日本への持込みが原則禁止されています。

少しでも肉を含むものは、罰則の対象です。

海外で使用して汚れた作業着、長靴等

持ってこないでください

畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

農林水産省 検疫探知犬 Quarantine Detector Dog

日本国農林水産省動物検疫所 <https://www.maff.go.jp/aqs>

© 2020 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Created by Aori Sugitani

春节 时去国外的旅客，请注意!

肉制品

禁止带入日本

肉制品の日本への持込禁止

未经许可违法携带肉类制品进入日本，将被判处 **3年以下的有期徒刑** 或 **最高罚款金额为 300 万日元。**

注：法人团体最高罚款金额为 5,000 万日元!

违法に畜産物を持ち込んだ場合は、**3年以下の懲役又は最高300万円の罰金** (法人の場合は最高5,000万円) が科せられます。

禁止入境

农林水産省 動物検疫所
農林水産省 動物検疫所

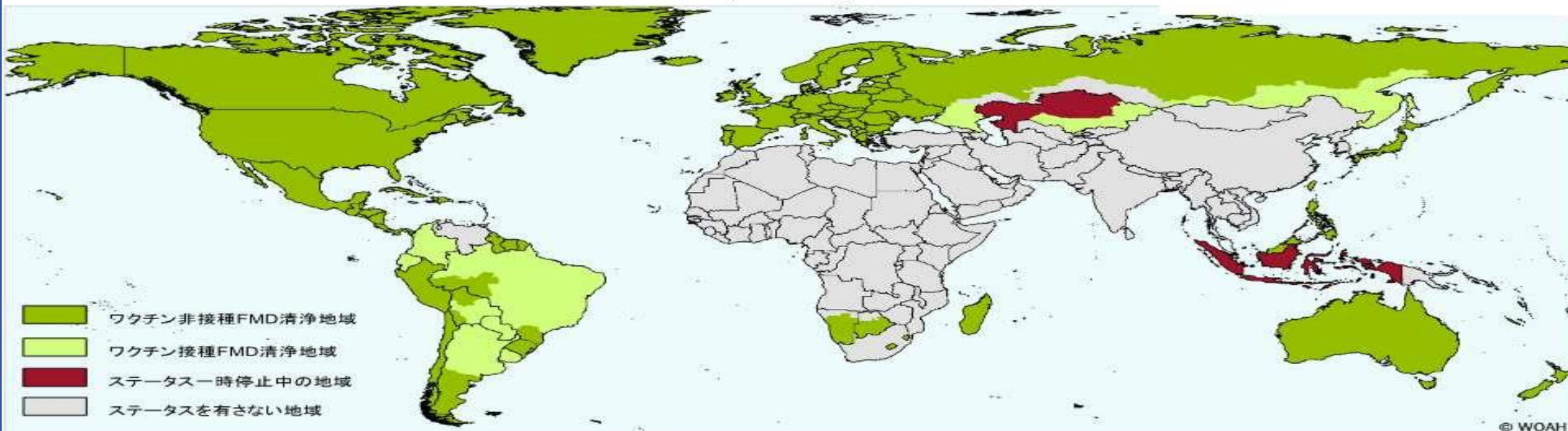
详细是 Web

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑪

口蹄疫 (FMD) のWOAHステータス認定状況

Last update May 2023

2023年8月21日時点



© WOAHO

全土がワクチン非接種FMD清浄地域で構成されているOIE加盟国 (67)

アルバニア	クロアチア	ギリシャ	リトアニア	ベルー	スウェーデン
オーストラリア	キューバ	グアテマラ	ルクセンブルク	フィリピン	スイス
オーストリア	キプロス	ガイアナ	マダガスカル	ポーランド	オランダ
ベラルーシ	チェコ共和国	ハイチ	マルタ	ボルトガル*	ウクライナ
ベルギー	デンマーク*	ホンジュラス	メキシコ	ルーマニア	英国*
ベリーズ	ドミニカ共和国	ハンガリー	モンテネグロ	サンマリノ	米国*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エルサルバドル	アイスランド	ニューカレドニア	セルビア*	バヌアツ
ブルネイ	エストニア	アイルランド	ニュージーランド	シンガポール	
ブルガリア	エスワティニ	イタリア	ニカラグア	スロバキア	
カナダ	フィンランド*	日本	北マケドニア	スロベニア	
チリ	フランス*	ラトビア	ノルウェー	スペイン*	
コスタリカ	ドイツ	レソト	パナマ	スリナム	

全土がワクチン接種FMD清浄地域で構成されているOIE加盟国 (2)

パラグアイ ウルグアイ

ワクチン非接種FMD清浄地域を含むOIE加盟国 (11)*

アルゼンチン	ブラジル	エクアドル	ナミビア
ボリビア	台湾	マレーシア	ロシア
ボツワナ	コロンビア	モルドバ	

ワクチン接種FMD清浄地域を含むOIE加盟国 (9)*

アルゼンチン	台湾	カザフスタン
ボリビア	コロンビア	ロシア
ブラジル	エクアドル	トルコ

*注釈については出典を参照

出典: <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>

【植物防疫・動物検疫のお仕事】 ⑫

出典: WOAH等

アフリカ豚熱 ASFの発生報告状況

2024年1月18日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域



アフリカ(30か国・地域)

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア
マダガスカル
マラウイ
モーリシャス
モザンビーク
ナミビア
ナイジェリア

ルワンダ
セネガル
南アフリカ共和国
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ
シエラレオネ

アジア(19か国・地域)

中国
モンゴル
インドネシア
ベトナム
カンボジア
香港
北朝鮮
ラオス
ミャンマー
フィリピン
韓国
東ティモール
インドネシア
インド
マレーシア
ブータン
タイ
ネパール
シンガポール
バングラデシュ

ヨーロッパ(27か国・地域)

アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド
ラトビア
エストニア
モルドバ
チェコ
ルーマニア
ハンガリー
ブルガリア
ベルギー(※2)
スロバキア
セルビア
ギリシャ

南北アメリカ(2か国・地域)

ドイツ
北マケドニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア
スウェーデン
モンテネグロ
コンゴ

ドミニカ共和国
ハイチ

オセアニア(1か国・地域)

ババニューギニア

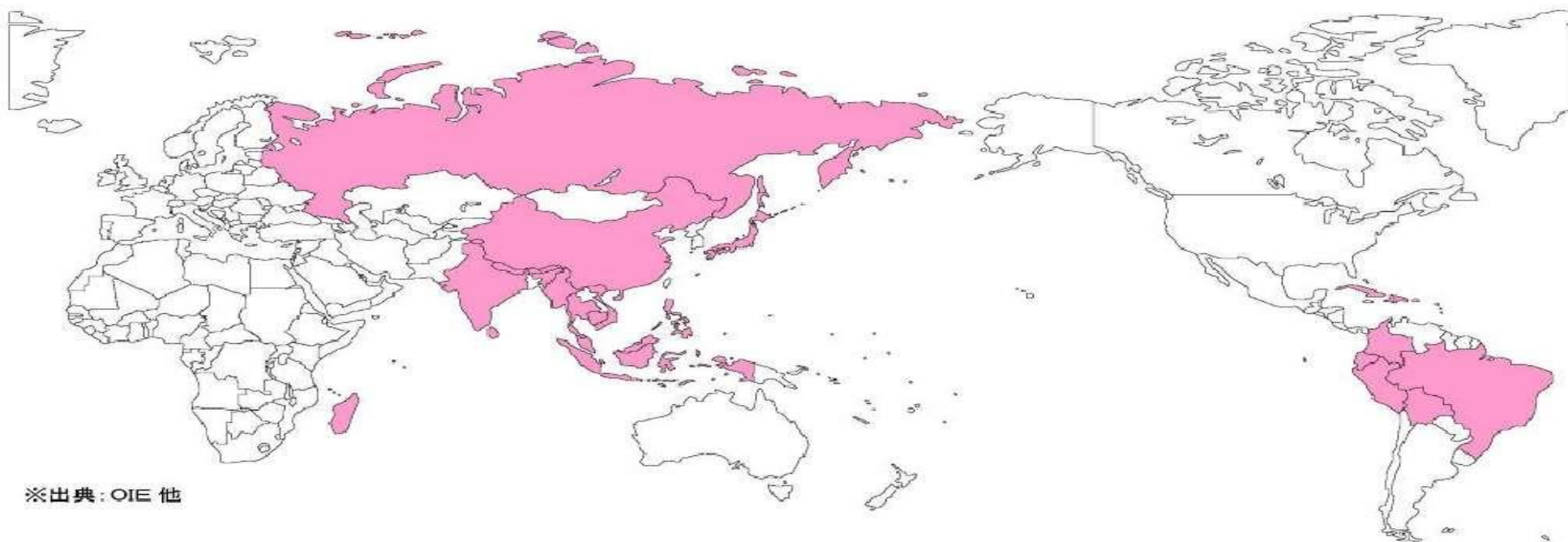
(※2)ベルギー: 2020年10月1日に清浄化を宣言

※赤字は更新点

豚熱 CSFの発生状況

2023年6月2日現在

 = CSFの発生報告がある国 (2018年1月から現在までに、OIEに発生報告があった国)

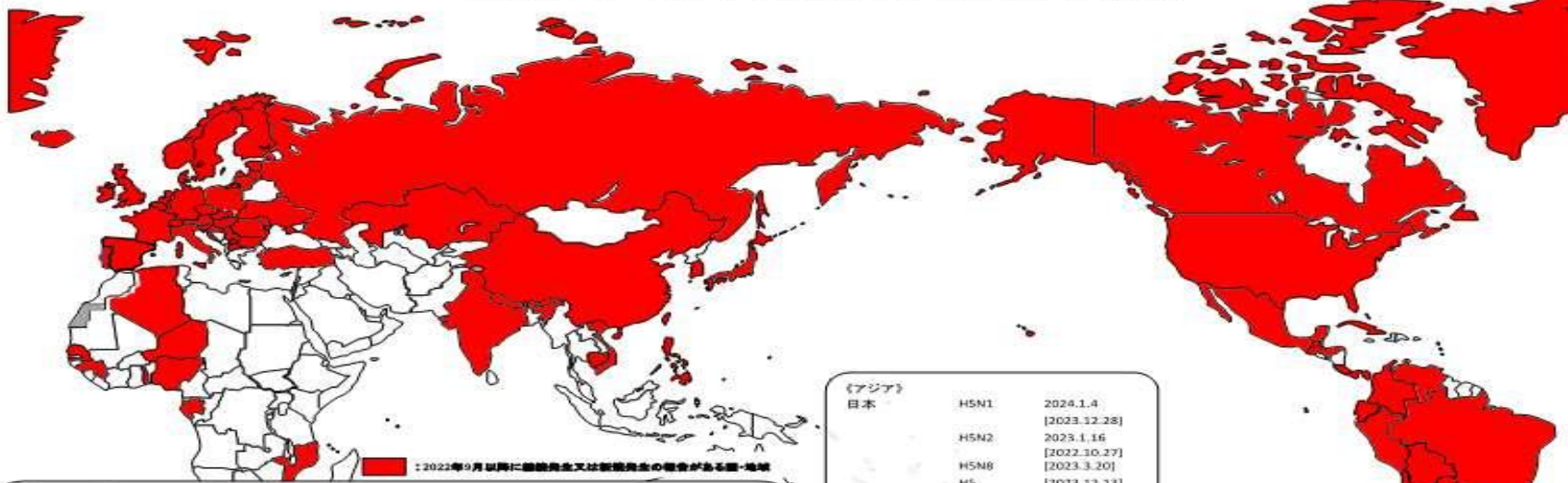


※出典：OIE 他

【植物防疫・動物検疫のお仕事】⑭

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■: 2022年9月以降に最終発生又は感染報告のある国・地域

【ヨーロッパ】			
アイスランド	HSN1	[2023.3.23]	
	HSN5	[2023.11.17]	
アイルランド	HSN1	[2022.11.18]	
		[2023.9.11]	
イタリア	HSN1	[2023.12.14]	
		[2023.12.7]	
英国	HSN1	[2023.11.23]	
		[2023.12.20]	
オランダ	HSN5	[2023.11.3]	
	HSN1	[2023.12.1]	
		[2024.1.8]	
北マケドニア	HSN1	[2022.11.3]	
スイス	HSN1	[2023.3.19]	
		[2023.12.25]	
スウェーデン	HSN1	[2024.1.16]	
		[2023.12.24]	
	H5	[2023.11.3]	
スペイン	HSN1	[2023.2.4]	
		[2023.12.14]	
スロベニア	HSN1	[2023.2.24]	
		[2023.11.19]	
セルビア	HSN1	[2023.11.25]	
クロアチア	HSN1	[2023.11.14]	
ウクライナ	H5	[2023.12.22]	
	HSN1	[2024.1.12]	
		[2024.1.1]	
デンマーク	HSN1	[2023.12.13]	
		[2023.12.28]	
(グリーンランド)	HSN5	[2023.9.14]	
(フェロー諸島)	HSN1	[2022.10.2]	
		[2022.9.22]	
	HSN5	[2023.10.6]	
		[2023.9.13]	
ドイツ	HSN1	[2024.1.9]	
		[2024.1.9]	
ノルウェー	HSN1	[2023.10.06]	
		[2023.9.6]	
	HSN5	[2023.11.12]	
	H5	[2023.10.30]	
ハンガリー	HSN1	[2024.1.12]	
		[2024.1.8]	
フィンランド	HSN1	[2023.11.1]	
	H5	[2023.5.22]	
	HSN5	[2022.9.17]	
フランス	HSN1	[2023.7.10]	
		[2024.1.7]	
	H5	[2024.1.15]	
ブルガリア	H5	[2023.11.27]	
	HSN1	[2023.3.30]	
	不明	[2022.10.20]	
	H5	[2023.12.28]	
カザフスタン	不明	[2022.10.20]	
コンゴ	HSN1	発生日不詳	
ベルギー	HSN1	[2023.12.28]	
		[2023.12.26]	
	H5	[2023.6.29]	
ルクセンブルグ	HSN1	[2023.1.27]	
		[2023.5.24]	
ポーランド	HSN1	[2024.1.15]	
		[2024.1.9]	
ポルトガル	HSN1	[2022.9.27]	
		[2023.11.15]	
レユニオン	HSN1	[2023.7.4]	
ルーマニア	HSN1	[2023.12.21]	
		[2024.1.16]	
チェコ	HSN1	[2024.1.5]	
		[2023.7.17]	
オーストリア	HSN1	[2023.12.29]	
		[2024.1.3]	
スロバキア	HSN1	[2023.1.31]	
		[2023.1.31]	
キプロス	HSN1	[2022.11.24]	
		[2022.11.23]	
トルコ	HSN1	[2023.2.28]	
エストニア	HSN1	[2023.2.15]	
		[2023.8.2]	
リトアニア	HSN1	[2023.7.3]	
		[2023.7.3]	
ラトビア	HSN1	[2023.8.7]	

【アジア】			
日本	HSN1	[2024.1.4]	
		[2023.12.28]	
	HSN2	[2023.1.16]	
		[2022.10.27]	
	HSN8	[2023.3.20]	
	H5	[2023.12.13]	
	HSN6	[2023.12.6]	
	HSN5	[2023.12.19]	
韓国	HSN1	[2024.1.9]	
		[2023.12.22]	
	HSN6	[2024.1.8]	
		[2023.12.22]	
台湾	HSN1	[2024.1.2]	
		[2023.12.8]	
	HSN2	[2023.1.23]	
	HSN5	[2023.1.12]	
香港	HSN1	[2023.12.21]	
イスラエル	HSN1	[2023.12.5]	
		[2023.11.1]	
フィリピン	HSN1	[2023.4.29]	
	HSN6	[2023.1.4]	
	HSN6	[2022.10.3]	
ベトナム	HSN1	[2023.4.13]	
インド	HSN1	[2023.9.5]	
		[2023.9.5]	
		[2023.6.3]	
		[2023.2.9]	
ネパール	HSN1	[2024.1.9]	
		[2023.10.8]	
ブータン	HSN1	[2023.3.11]	
中国	HSN1	[2023.12.5]	

【ロシア・NIS諸国】			
ロシア	HSN1	[2023.10.19]	
		[2023.8.14]	
(南樺太)	HSN1	[2023.7.25]	
モルドバ	HSN1	[2024.1.15]	
		[2024.1.2]	

【アフリカ】			
南アフリカ共和国	HSN1	[2023.1.6]	
		[2022.12.1]	
	HSN2	[2022.11.29]	
	H7N6	[2023.12.11]	
	不明	[2023.11.27]	
		[2023.8.14]	
アルジェリア	HSN1	[2022.11.22]	
ニジェール	HSN1	[2022.12.18]	
ナイジェリア	HSN1	[2023.8.24]	
セネガル	HSN1	[2023.3.18]	
		[2023.3.8]	
ギニア	HSN1	[2023.4.15]	
トーゴ	HSN1	[2023.6.21]	
モザンビーク	H7	[2023.9.29]	

【南北アメリカ】			
米国	HSN1	[2024.1.3]	
		[2023.10.24]	
	HSN4	[2022.9.10]	
	H5	[2023.9.6]	
カナダ	HSN1	[2023.12.30]	
		[2023.7.1]	
	HSN5	[2023.6.29]	
	H5	[2023.6.23]	
メキシコ	HSN1	[2023.10.28]	
		[2023.11.7]	
パナマ	HSN1	[2023.3.10]	
エクアドル	HSN1	[2023.12.4]	
		[2023.11.14]	
コロンビア	HSN1	[2023.2.20]	
		[2023.3.3]	
	H5	[2023.12.19]	
	不明	[2023.7.19]	
		[2023.7.18]	
ベネズエラ	HSN1	[2022.11.17]	
	H5	[2023.9.19]	
ペルー	H5	[2023.12.6]	
		[2023.11.20]*	
	不明	[2023.2.20]	
パラグアイ	HSN1	[2023.5.30]	
ホンジュラス	HSN1	[2023.2.22]	
チリ	HSN1	[2023.7.3]	
		[2023.7.5]	
コスタリカ	H5	[2023.10.11]	
ウルグアイ	H5	[2023.5.11]	
		[2023.10.4]	
グアテマラ	HSN1	[2023.1.26]	
アルゼンチン	HSN1	[2023.7.5]	
		[2023.10.17]	
	H5	[2023.10.20]	
ボリビア	HSN1	[2023.3.20]	
		[2023.1.1]	
キューバ	HSN1	[2023.2.4]*	
ブラジル	HSN1	[2023.9.12]	
		[2023.12.12]	

2024年1月19日現在

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
 ※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。
 ※型別に最新の発生事例を記載
 ※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
 ※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

* 動物園における発生
 出典:WOAH等